

議題 1

利用定員の設定について

1 意見聴取の概要

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議から意見を聴取することとされている。

2 対象施設

申請者	施設名	施設の種類
社会福祉法人防府滋光会	きんこう保育園	幼保連携型認定こども園
社会福祉法人防府滋光会	きんこう第2保育園	幼保連携型認定こども園

きんこう保育園

- (1) 申請者：社会福祉法人 防府滋光会
- (2) 特定教育・保育施設の種類：認定こども園（現在、山口県に認定申請中）
- (3) 確認申請による利用定員

	1号定員	2号定員	3号定員		計
			0歳児	1・2歳児	
現在（保育園）	-	90人	10人	30人	130人
4/1移行（認定こども園）	15人	75人	10人	30人	130人

認可定員 160人（現在、山口県に認定申請中）

- (4) 開始予定年月日：令和2年4月1日

きんこう第2保育園

- (1) 申請者：社会福祉法人 防府滋光会
- (2) 特定教育・保育施設の種類：認定こども園（現在、山口県に認定申請中）
- (3) 確認申請による利用定員

	1号定員	2号定員	3号定員		計
			0歳児	1・2歳児	
現在（保育園）	-	55人	10人	25人	90人
4/1移行（認定こども園）	10人	45人	10人	25人	90人

認可定員 90人（現在、山口県に認定申請中）

- (4) 開始予定年月日：令和2年4月1日

【参考】認定こども園類型比較

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能 + 保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 (幼稚園教諭 + 保育士資格)	満3歳以上 →両免許・資格の併 有が望ましいが、 いずれかでも可 満3歳未満 →保育士資格が必要	満3歳以上 →両免許・資格の併 有が望ましいが、 いずれかでも可 ※ただし、教育担当時間以外 の保育に従事する場合は、保 育士資格が必要 満3歳未満 →保育士資格が必要	満3歳以上 →両免許・資格の併 有が望ましいが、 いずれかでも可 満3歳未満 →保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は外部搬入可）			
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の 開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じて 設定	11時間開園、土曜日の 開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じて 設定
市内での認定園		私立7園 (鞠生幼稚園・多々良幼稚園・松崎幼稚園・中関幼稚園・佐波幼稚園・右田幼稚園・瑞祥幼稚園)	公立1園 (とのみ保育所)	